

令和7年11月20日
国土交通省海事局

海上運送法に基づく安全統括管理者講習及び運航管理者講習の内容及び方法の基準等を定める告示（仮称）案に対する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年6月12日から令和6年7月12日まで、海上運送法に基づく安全統括管理者講習及び運航管理者講習の内容及び方法の基準等を定める告示（仮称）案に対する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、11件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和6年6月12日（水）から令和6年7月12日（金）

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

(3) 意見提出方法

電子メール、FAX及び郵送

2. 意見の数

提出意見数 11件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局安全政策課

（代表）03-5253-8111（内線43-528）

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の参考にさせていただきます。

ご意見の概要	考え方
<p>更新講習の時間は、1時間以上であることとしているが、海上旅客運送の安全を図るために必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得するためには、不十分ではないか。他の講習と比しても短時間であるように思えるが、1時間以上で良しとした根拠を明示的に示されたい。</p>	<p>更新講習では、資格者証取得時の試験と同様の内容に加え、最新の制度・法令の改正内容、違反事例等について習得していただく予定であり、これらを習得するには十分な時間であると考えております。また、常に連絡が取れる体制や事務所等での常駐が求められる両管理者への負担にも鑑み、1時間は必要最小限かつ、十分な時間として設定しています。</p>
<p>「管理者及び講師の研修の基準」があまりにも曖昧である。頻度や時間の要件等、最低限の外形的な基準を定めるべきである。</p>	<p>講習管理者及び講師の研修については、安全統括管理者・運航管理者として職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであることとされており、当該研修を開始する令和9年度以降に向けて、体制の整備や制度の詳細について整えているところです。</p>
<p>安全統括管理者講習及び運航管理者講習で使用する書類は事前にいつでも入手できる状態に設定していただきたい。</p> <p>また、安全統括管理者講習及び運航管理者講習をオンラインで行う場合、業務の都合上、オンライン講習を受けることができない時間帯があるため、講習実施の時間帯を数パターン設定していただきたい。</p>	<p>講習は登録講習機関によって講習で使用する教材の提供方法や実施方法が異なることとなりますが、ご意見を踏まえ、準備を進めて参ります。</p>
<p>更新講習を1ヶ月に1回の受講すると業務に影響が生じる。年に1回又は半年に1回の開催にしていただきたい。</p> <p>また、離島等は講習を受講するための時間や交通費等の負担が大きいため、オンラインでの講習としていただきたい。</p>	<p>更新講習を受講しようとする者にとって、受講機会が制限されないよう、各登録講習機関では少なくとも月に1回以上は講習を開催することとしております。また、両資格者において実際に更新講習を受講が求められるのは、基本的には2年に1回の資格者証の有効期間の更新時のみです。</p> <p>なお、講習は登録講習機関によって実施方法が異なることとなりますが、基本的にオンラインでの講習を可能とする等、受講者の負担を可能な限り低減できるような体制を整えて参ります。</p>

<p>1.更新講習を2年ごとに必要とする根拠如何。</p> <p>2.遠方で講習が開催されると、講習日に安全統括管理者又は運航管理者が不在となる可能性があり、また、離島の場合天候によって受講の可否が左右されることが予想されるが、開催地は近郊都市で実施されるのか。</p>	<p>1.資格者証の有効期限は、旅客の輸送という高い公益性を有すること及び両管理者の知識の維持と定期的なアップデートが必要であることに鑑み、海上運送法により2年とされています。本制度は、有効期間の更新の際に講習を受講していただき、資格者証を更新する制度となっております。</p> <p>2.講習は登録講習機関によって実施方法が異なることとなりますが、基本的にオンラインでの講習を可能とする等、受講者の負担を可能な限り低減できるよう体制を整えて参ります。</p>
<p>安全統括管理者並びに運航管理者の資格については大型・小型・総合に分類されるが、更新講習については6種類全て同じ講習内容となるのか。また、その場合、安全統括管理者と運航管理者（その代理者も含む。）の両方の資格者証を有している場合は、一度の講習を修了すれば、どちらの講習も修了したこととなるのか、もしくは別々の講習なのか。</p> <p>分類ごとの講習となる場合は、免除科目等はあるのか。</p>	<p>両管理者について、大型・小型・総合は同一の講習内容となりますが、安全統括管理者と運航管理者では異なる講習として受講していただくため、講習は計2種類となります。即ち、例えば大型安全統括管理者資格者証と小型安全統括管理者資格者証を有している場合は、一度の安全統括管理者講習を受講していただければ、どちらについても更新可能となります。一方、総合安全統括管理者資格者証と総合運航管理者資格者証を有している場合は、安全統括管理者講習及び運航管理者講習の両方を受講したうえで更新していただくこととなります。</p> <p>なお、科目の免除等については現時点で想定しておりません。</p>
<p>九州は、離島が多く、また、航路運営も限られた人員で行っている現状を踏まえ、とくに経済面も含めて負担の少ない形での受講機会の確保が図られるよう制度の運用を行っていただきたい。</p>	<p>講習は登録講習機関によって実施方法が異なることとなりますが、基本的にオンラインでの講習を可能とする等、受講者の負担を可能な限り低減できるよう体制を整えて参ります。</p>

<p>1. 「離島その他受講の機会を確保するために特別の配慮を必要とすると認められる区域に在住する者に対し、適正かつ合理的な範囲内において、更新講習の実施場所の確保その他の便宜の提供が行われるもの」とはどういう意味か。オンライン講習は認められるのか。</p> <p>2. 仮に、オンライン講習が認められる場合、離島その他特別の配慮を必要とすると認められる区域に在住する者に限定するのではなく、全国一律にオンライン講習を認めて頂きたい。(運航管理者は原則、本社を離れることができないため)</p> <p>3. オンライン講習が認められる場合において、受講の事実確認をどのように行うのか。(受講の際の本人確認、受講後の記録)</p> <p>4. 受講の記録はどのように行うのか。例えば、資格者証に受講済みの認証を押すなど。</p> <p>5. 「その他公正性及び公平性の観点から適当と認められる方法により更新講習を行う」とは、具体的にどのような方法を想定しているのか。</p>	<p>1. 講習は登録講習機関によって実施方法が異なることとなりますが、「基本的にオンラインでの講習を可能とする等、受講者の負担を可能な限り低減する」という趣旨の規定となります。</p> <p>2. オンラインでの講習は、対象を離島等に限定するものではなく、全国一律に認めるものいたします。</p> <p>3. 講習は登録講習機関によって実施方法が異なることとなりますが、講習予約時に本人確認書類の提示や登録したメールアドレスに受講 ID 等を送付する等、オンラインによる講習であっても適切な本人確認を実行できる体制を整えて参ります。なお、受講後は資格者証の有効期間の更新の際に提出が求められる講習修了証明書を発行いたします。</p> <p>4. 「海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令」(令和6年国土交通省令第43号)第12条により、資格者証の有効期間の更新の申請の際は、申請する者は前述した講習修了証明書を提出する必要があります。</p> <p>5. 「その他公正性及び公平性の観点から適当と認められる方法」とは、具体的に、適切な本人確認を行うこと、障害のある者の受講について合理的な配慮が行われること、講習の日程等必要な情報がインターネットその他の手段を通じて適切に公表されること等を想定しております。</p>
--	---